＜不在者財産管理人権限外行為許可＞

１　概要

不在者財産管理人が不在者に代わって遺産分割協議をしたり，不在者の財産を処分するなど，民法第103条に定められた権限を越える行為をするためには，別途家庭裁判所の許可を得る必要があります。

詳しくは，管理人としての選任手続を行った家庭裁判所の担当者にお問い合わせください。

２　申立人（申立てができる人）

　・不在者財産管理人

３　申立先

　・不在者財産管理人を選任した家庭裁判所

４　申立てに必要な費用等

 ・収入印紙・・800円

 ・連絡用の郵便切手・・84円。審判書に添付する契約書や図面等の分量が多い場合にはそれに応じて，94円又は140円を納付してください。

５　申立てに必要な書類

　・権限外行為となる事項の資料

注　家事事件手続（調停，審判，調査等）においては，録音・録画・撮影は禁止されています。